

第 2 1 回産業統計部会 議事録

内閣府 大臣官房統計委員会担当室

第 2 1 回産業統計部会 議事次第

日 時：平成 22 年 4 月 5 日（月） 10:06～12:05

場 所：総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

1 . 開 会

2 . 議 事

経済産業省生産動態統計調査の変更について

3 . 閉 会

廣松部会長 定刻を過ぎておりますが、実は縣委員がお見えにならないと部会としては成立しない状況でございます、その意味では、縣先生がお見えになる前までは、その前の説明会という形で、とりあえず今日用意していただいている資料等に関する説明を始めさせていただきますと存じます。

私は、本部会の部会長を務めております廣松と申します。よろしくお願い申し上げます。

本日は、去る3月24日の第32回統計委員会において総務大臣から諮問されました、経済産業省生産動態統計調査の変更についての審議を行う予定でございます。ただ、先ほど申しましたような理由で、とりあえず部会としてではなくて、説明を進めるということにさせていただきます。

今回、審議に参画していただく委員及び専門委員につきましては、本日の配布資料の参考1の資料の3枚目でございます参考2をご覧くださいますと、委員名簿として、委員として3名、専門委員として5名の方に参画いただくことになっております。

更に、審議協力者として、各府省、都道府県、調査実施者、事務局の方々に現在御出席をいただいております。

統計委員会の規程で、部会の成立には委員の過半数を要するということでございますが、本日、深尾委員が事前に御欠席という御連絡をいただいております、したがって、縣先生がお越しいただいた段階で部会として成立をするということになります。

という事情でございますが、とりあえずお集まりいただいておりますので、今後、部会として御審議に御参画いただく方々に、初回ということもございまして、ごく簡単に自己紹介の方をお願いできればと存じます。参考2の裏に参考3といたしまして、第21回産業統計部会出席者一覧というものがございまして、その順番でまいりたいと思います。

先ほど申し上げました、私、廣松でございます。この産業部会の部会長を務めております。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

では、縣委員に関しましては、後ほどお見えになった段階で自己紹介をしていただくことにいたしまして、専門委員の伊藤先生の方から一言お願いいたします。

伊藤専門委員 専修大学の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

近藤専門委員 菱重エステートの近藤でございます。以前、三菱重工に勤務しておりました、そこで生産動態統計等の調査・報告を担当しておりました、以前、統計審議会の時に、生産動態統計調査の改訂、平成14年だったと思いますが、させていただきます。よろしくお願いいたします。

菅専門委員 東京国際大学の菅でございます。今、経済センサス等、統計を研究しているところでございます。是非御貢献させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

滝澤専門委員 東洋大学の滝澤と申します。よろしくお願いいたします。

廣松部会長 それでは、審議協力者の方々に一言ずつごあいさつさせていただきますと存じます。

内閣府 内閣府の長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務省 今日、課長が所用で来られませんでしたので、代理で出席しております。調査官の木下と申します。よろしくお願いいたします。

厚生労働省 厚生労働省の統計情報の田中と申します。本来でしたら課長の本川がお邪魔することが正式でございますけれども、代理で私が出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

農林水産省 農林水産省の石橋でございます。よろしくお願いいたします。

経済産業省 経済産業省の統計企画室の川口と申します。本来ならば統計企画室長が参加するところですが、所用がありますので、私の方が代理で出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

国土交通省 国土交通省総合政策局の稲本です。よろしくお願いいたします。

日本銀行 日本銀行調査統計局、石田でございます。よろしくお願いいたします。

東京都 東京都の社会統計課長の久野です。よろしくお願いいたします。

愛知県 愛知県の統計課の梅村です。よろしくお願いいたします。

廣松部会長 では、調査実施者の方、よろしくお願いいたします。

新井室長 経済産業省調査統計部鉱工業動態統計室長、新井と申します。このたびは生産動態統計の見直しに当たりまして、是非とも皆さんの御意見を賜りながら、よりいいものを作っていくたいなと思っております。御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

秦参事官補佐 同室補佐の秦でございます。よろしくお願いいたします。

乾統計委員会担当室長 統計委員会担当室の乾と申します。よろしくお願いいたします。

中川統計審査官 4月1日付で審査官となりました中川です。以前は近畿管区行政評価局で行政評価監視と年金記録確認の第三者委員会の事務局をやっておりました。できるだけ早く慣れて、一緒に御議論できればと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 事務局の総務省政策統括官室の久米と申します。よろしくお願いいたします。

廣松部会長 なお、本日は、先ほど御紹介いたしました、深尾委員及び田井専門委員は、所用のため御欠席でございます。

その上で、本来ならば、ここで部会長代理を指名させていただきたいと思うのですが、残念ながら部会としては成立しておりませんので、縣委員がお見えになった段階で、改めて皆様をお願いをしたいと思います。腹案としては、深尾委員にお願いできればと考えています。

それでは、まず、この部会が成立しました後ですが、部会審議の方法について、皆様の御了解を得ておきたいと思っております。

御承知かと思いますが、統計調査の実施の根拠法であります統計法では、統計調査の計画の承認の基準が定められており、総務省政策統括官室が、その基準に則して事前に審査した結果が「審査メモ」として示されております。この審査メモに沿って審議を進めたい

と思いますので、御協力のほどをお願いいたします。具体的には、席上配布資料として審査メモが配布されております。この内容に関しましては、後ほど政策統括官室の方から説明をいただきたいと思います。

縣先生、お越しいただきましたので、一応これで部会は成立をいたしました。

それでは、参考2のところにこの産業統計部会の委員名簿、参考3に本日の部会の出席者一覧がございます。今、一通り、専門委員、各府省の審議協力者の方々には自己紹介をいただきました。縣先生の方からも一言お願いします。

縣委員 遅参いたしましたして申し訳ありません。専門は行政学でございます、統計そのものが専門ではございませんが、統計行政全般について何か考えがあれば申せというお話でございましたので、参っております。よろしく御指導のほどお願いいたします。

廣松部会長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど申しておりましたとおり、この部会に部会長代理を置く必要がございます。本部会の部会長代理として、本日御欠席ではございますが、深尾委員にお願いをしたいと存じます。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 ありがとうございました。深尾委員に部会長代理をお願いしたいと思っております。

それでは、まず初めに、本日の配布資料及び今後の審議スケジュール等につきまして、事務局から御説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

まず初めに、本日の配布資料の確認をお願いいたします。本日の配布資料といたしましては、議事次第にありますとおり、資料1及び資料2、参考資料として1から4までをお配りしております。そのほか、席上配布資料としまして、先ほど部会長から御紹介がありました「審査メモ」を配布しております。

資料1及び資料2につきましては、大部となりますので、その内訳を各資料の表紙に記載しておりますので、御確認いただければと思います。

次に、審議スケジュールにつきまして説明させていただきます。

審議スケジュールにつきましては、参考4をご覧いただきたいと思いますが、3回ないし4回の部会審議を予定しております。そして、5月に開かれます第34回統計委員会で答申をいただきたいと考えております。

まず、第1回目、本日でございますが、最初に事務局から諮問の概要等を説明した後、調査実施者から改正計画案についての説明、それから、事務局から審査メモについて説明した後、これまでの説明を踏まえ、御議論をいただく。

第2回目では、本日の部会で委員等から出された意見や御質問のうち、検討を要するためにその場で回答できなかった事項等があった場合、それについての回答等を御審議いただき、その後、第1回目に引き続き御議論をいただく。

第3回目では、答申素案を事務局から御提示させていただきまして、答申案をまとめていただくというようなことを考えております。

なお、予備日を予定しておりますが、事務局といたしましては、できれば5月7日の第3回目で答申案をまとめていただければありがたいと思っております。

なお、先ほど部会長からもお話がございましたが、今回の調査計画については、統計法で示されている3つの観点、つまり、基幹統計の作成目的に照らした必要性及び充分性の観点、統計技術的な合理性及び妥当性の観点、他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性の観点から御審議をいただきたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

廣松部会長 ありがとうございます。資料に過不足等ございませんでしょうか。

ちょっと大部なものですから、後ほど改めて御確認いただいた上で、もし不足分等がございますれば、後ほどお申し出いただければと思います。

それでは、審議に入りたいと思います。

諮問の概要につきまして、事務局の中川統計審査官から説明をお願いいたします。

中川統計審査官 それでは、資料1をご覧くださいと思います。

まず、資料1-1ですが、平成22年の3月24日に大臣から諮問がありました。その諮問の概要について簡単に御説明したいと思います。

資料1-2をご覧ください。経済産業省生産動態統計調査の調査目的等と書いてありますが、この調査は、鋳工業の生産活動の動態を明らかにして、鋳工業に関する施策の基礎資料を得るということで、旧統計法では昭和23年1月から指定統計として実施されてきました。新統計法では平成21年4月から基幹統計という形で実施されています。

この調査は、鋳工業の生產品目ごとの生産、出荷、在庫等の実態を月次で把握するものです。景気の判断とか産業活動の分析、産業振興施策等の基礎資料として、また、企業や業界団体、研究機関等において業況把握、経営判断等の基礎資料として幅広く利用されています。

この調査の概要についてですが、資料1-3をご覧くださいと思います。ここに経済産業省生産動態統計調査の概要というのが書いてありますので、これをご覧くださいと思います。

調査の目的は、先ほど言いましたように、昭和23年1月から毎月実施されているもので、鋳工業の生産活動の動態を明らかにすることを目的としております。

調査範囲ですが、鋳産物及び工業品のうちの特定期目、生產品目と言っていますが、約1,800品目あります。これを生産している事業所のうち、経済産業大臣が定めるもの。要するにカバレッジ等を参考に決めていきます。

それから、の事業所の生產品目の販売の管理を行っている事業所、またはの事業所の生產品目の生産委託を行っている事業所のうち、経済産業大臣が定める事業所。このあたりはカバレッジを参考に決められています。

それから、報告事項ですが、製品については、その生産、受入、消費、出荷、在庫の状況を調査しています。

原材料については、消費と在庫、燃料・電力は、消費です。

労務に関しては、月末の常用従業者数、月間実働延人員です。

それから、生産能力として、設備を調査しています。

毎月末日現在で調査をしています。

調査系統は、都道府県、経済産業局経由、それから直送もあります。

結果の公表については、速報は調査月の翌月末、確報が調査月の翌々月中旬、年報が翌年の6月です。

それで、諮問のところに返りますが、資料1 - 5の方が分りやすいので、こちらを使って説明をしたいと思います。詳しくは、後で経済産業省の方から説明がありますので、私の方からは簡単に説明します。調査対象品目の変更ですが、生産規模の縮小などにより、月々の動態を把握する必要性が乏しくなった品目等の削除・統合ということで、生産規模が縮小している品目として33品目、これを削除する。それから、類似する品目と統合する品目、これが151品目あって、統合後は62品目になるということです。

それから、調査事項の変更ですが、1つは、「燃料・電力」欄の廃止。これは経済産業省特定業種石油等消費統計調査（基幹統計調査）、それから、エネルギー消費統計調査（一般統計調査）、これらの統計調査によって、業種横断的なエネルギー消費の把握が可能になったということで、本調査での把握を廃止したいというものです。

それから、「労務」欄の変更ですが、月末常用従業者数、これを月末従事者数にするというものです。これは表記の適切化ということです。要するに、派遣従業者とか出向従業者を含むものであるということを適切に表現するために、こういうように表記を適切化したいというものです。

それから、月間実働延人員。これについては、十分な稼働状況の把握ができておらず、活用が困難であるということで削除をしたいというものです。

それから、「設備・生産能力」欄の変更ですが、これについては、現在、調査している設備の保有台数の調査3品目について、設備の月間生産能力調査に変更するものです。

それから、生産規模の拡大が将来予想される品目等について追加をするということが挙げられています。

それから、その他の調査事項の変更ですが、例えば、「機械器具月報、産業車両」の出荷、在庫、これについては、重量を削除する。報告者負担の軽減のために、複数単位から単一単位へ変更するものです。

それから、「太陽電池モジュール」の生産量。これについては、生産、販売、在庫について容量（kW）を追加するものです。

それから、調査票の変更ですが、「写真感光材料月報」、「有機薬品月報」、この2つの調査票を一つにする。それから、「金属鉱物月報」、「非金属鉱物月報」、「コークス

月報」、この3つを一つの調査票にする。

それから、調査票間での品目の移行ということですが、「電気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」にある「洗浄機器」、「公害測定機器」については、「洗浄機器」を「機械器具月報（その19）」に、「公害測定機器」については「機械器具月報（その46）」に移行して品目統合する。要するに、類似性が認められるものについては、できるだけその類似するところをもっていつて、報告者の負担を軽減しようという発想です。

主な変更が以上です。次に、資料1-6をご覧いただければと思いますが、製造業に関する生産動態統計調査の整備状況です。体系の一部です。

例えば、木材・木製品につきましては、一部は農林水産業のところでは把握していませんので、その部分はこの調査では把握をしていない。

それから、化学工業については、厚生労働省の医薬品製造業がありますので、その部分とのすみ分けを行っている。

それから、27番の業務用機械器具についても、医療機器については厚生労働省で把握していませんので、その部分とのすみ分けをしています。

それから、輸送用機械については、船舶製造、鉄道については国土交通省が把握しているので、その部分とのすみ分けをしています。

それから、一番左の食料品製造、飲料・たばこ・飼料製造業については、農林水産省の方で把握をしています。

それから、その次の参考2ですが、今回の新統計法に基づく基本的な計画のところの抜粋ですが、生産動態についてはどういうことが言われているかといいますと、現在、各府省が分散的に整備している製造業の生産動態に関する統計の一本化について検討を行うこととするというのが大きな課題として挙げられています。具体的にどういう調査があるかといいますと、薬事工業生産動態統計調査とか牛乳乳製品統計、経済産業省の今回の調査、それから、国土交通省の造船造機統計、鉄道車両等生産動態です。

以上です。

廣松部会長 ありがとうございます。

生産動態統計調査に関しては、実は昭和23年1月からということになっておりますが、その前史がありまして、これはまさに経済統制のための指標を得るための、いわばGHQからの要請というか指令でしょうか。23年以前は、産業団体がやっていたようですが、新しい統計法が昭和21年4月にできて、その根拠に基づいて、当時の通商産業省が生産動態統計調査を指定統計として開始をしたという形になっております。経済統制そのものは昭和26年まで続いておりますので、この調査の出自としては、かなりそういう意味で戦後の混乱期の経済統制という性格を持っているという側面があると思います。ただ、もちろん現在はそういうことではなくて、そこにございますとおり、この調査の目的は、鋳工業の生産活動の動態を明らかにし、鋳工業に関する施策の基礎資料を得ることというこ

とが目的でございます。

今の中川審査官の説明に関して、何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろ御質問、あるいは御意見をいただく時間は十分とりたいと思っておりますので、とりあえず審査官からの諮問の概要に関しましては以上にさせていただきます。続けて、調査実施者から今回の経済産業省生産動態統計調査の変更案の説明をお願いしたいと思います。30分程度でお願いします。

新井室長 それでは、今回の生産動態統計改正案の御説明をしたいと思います。

お手元に資料が配布されておりますが、資料2-3、経済産業省生産動態統計調査計画案というものがございます。今回、ここに該当するような事項に、調査期間の変更ですとか、調査対象の変更だとかいうものはございません。そこに指定をしてある製品欄の品目を変えるということでございます。計画案の概略を簡単に御説明します。

調査名称、経済産業省生産動態統計調査。

調査の目的、先ほど中川審査官から御説明ありましたとおり、鉱工業の生産の動態を明らかにする。鉱工業に関する施策の基礎資料を得るということを目的にしております。

調査の対象地域でございますが、全国。

属性範囲でございますが、別表第1、後ろの方に品目がずらっと載っておりますが、鉄鋼から始まりまして、機械から最後は非鉄金属までという約1,800品目の鉱産物及び工業品を生産している事業所等を対象にしております。

対象数は、約1万8000でございます。

選定の方法でございますが、有意抽出ということになってございます。業種によっては全数、業種によっては裾切り調査を実施してございます。繊維ですとか陶磁器、地場産業的なものについては、従事者が10名とか、5名という規模の小さいところまで調査の対象にしておるところでございます。

調査事項は、先ほどの概要のところの説明がありましたので、省かせていただきます。系統等も同様でございますので、省かさせていただきます。資料2-3はこのように感じて考えてございます。

資料2-4に今回の改正の新旧対応表を付けてございます。

生産動態統計調査の調査票は、114枚ありますので、個別に御説明するには時間の関係もあり難しいものですから、概略的に御説明させていただければと考えてございます。

資料の1ページに平成13年からの生産動態統計の改正の状況が掲載されてございます。

資料2-4の1ページ、調査票改正状況一覧表というところで、平成13年当時、月報、調査票の数は、138枚ございました。今現在は114枚ですが、今回の改正で3枚ほど少なくなると111枚ということを考えています。

それから、調査品目は、平成13年当時2,417品目ありましたが、現在は1,796品目。今回の改正で122品目ほど少なくなる状況でございます。

ただ、この間、品目を削ってきているばかりではなくて、統合ということで調査を継続してきている品目もございます。それから、新しい品目の追加をしてございます。ただ、繊維等の旧密新粗、古くから調査をしているものは、詳細に調査を行っていたという状況の中で、対象外とする品目の方が多かったということもございまして、品目数的には減少いたしてございます。

下の方へまいりまして、製品欄は今申したとおり。それから、設備欄は平成 14 年当時 333 品目ありまして、現在は、326 品目、今回の改正で 21 品目ほど減ってございます。これは従来から調査していた品目で、使えないもの等については整理するというをやってきました。それから、原材料につきましては、353 品目あったものが、今回の改正で 202 品目になるということで、かなり原材料等についても減少しております。この原材料調査につきましては、平成 12 年に原材料指数がなくなったことや、それから、私どもの努力不足もありまして、原材料の投入パターンが企業によってどんどん変わってきたことについて、それを残念ながら把握し切れなかったということで、投入コストを厳密に調査することができなかったということ、また、充実ができなかったために使いようもなかったのかもしれませんが、原材料については減少をたどっておるという状況でございます。

それから、2 ページに移っていただきますと、各調査票の名称と製品欄ですとか労務欄のところに印が付いてございます。とか。労務欄のは、各調査票共通ですので、ここに書かせていただきましたが、「月末常用従業者数」から「月末従事者数」へ名称を変更することを示しております。また、「月間延人員」につきましても、共通的に削除するというために、各調査票共通的に付いてございます。は、名称の変更のみに付けております。

それから、各個別の品目については、短時間で御説明は困難ですので、省かせていただいて、なぜ今回このような改正を行ったのかということをお説明していきたいと思っております。資料 2 - 7 をご覧いただきたいと思っております。「平成 23 年生産動態統計調査改正の概要」という資料でございます。

私どもの生産動態統計、見直しの必要性というところで整理をさせていただいてございます。

平成 14 年以降、統計審議会「諮問第 277 号」における「見直しに関する統一基準」に基づき、全品目について横断的に見直しを行ってまいりました。23 年調査についても鉱工業の生産動向を的確に把握するため、統一基準に基づいて所要の改正を行うことで、見直しております。統一基準は、後ろの方に資料として付いてございます。後ほど若干御説明したいと思います。

見直しに当たっての基本的な考え方、これは従来から変えてございませんが、ミクロな生産活動を的確に把握し、マクロな経済動向を示す鉱工業生産指数等の指標を作成するための原データの提供というそれぞれの役割において、精度の確保、速報性を念頭に置きつつ、報告者負担も軽減するという考えながら、調査の効率化を図りたいと考えてござ

ざいます。

23年度改正の内容は3.平成23年調査の改正内容としてまとめてございますので、御紹介をしていきたいと思っております。

製品欄の見直しということで、「機械器具月報(その44)産業車両」というものがござります。最小限の調査単位にしていこうということで、出荷の重量、在庫の重量を廃止してございます。現在は、台数と重量及び金額を調査しておりますので、出荷、在庫につきましては、重量までの報告者負担は大変だということもありまして、見直しをしてございます。

といたしまして、「機械器具月報(その7)油圧機器及び空気圧機器」は、報告者からの数年にわたる廃止要望を受け、数量調査の廃止について検討しております。当該品目は多種多様であり、大きさを言うと、1台で何万トンというものと、ロボットの指先になるような小さな空気圧機器もありまして、これを1個は1個と数えても誤解を与えてしまうという指摘もありましたので、金額と数量のデータにおいて乖離があるのかどうか等を検討して、数量をやめても支障はないという結論が出ましたので、報告者の負担軽減も併せて金額調査のみに変更するという見直しを行ってございます。

といたしまして、「機械器具月報(その16)事務用機械」でござりますが、「受入」において、国外からの受け入れが多い複写機について内訳項目を作りまして、「国内」と「国外」を分けて把握をしたいと思っております。これは、日系企業が国外に多く展開しておりますが、国外で作ったものを日本に持ってきて、企業が受け入れるものですから、私どもの生産には入りませんが、出荷、在庫には入ってきます。出荷を見ようとすると、実際にどれくらいの国外品が入っているのか、私どもで公表しております出荷内訳表等を見ますと、国外から入ってきたものか、そうでない国内の製品なのかよく分からないなど、ずれて見えてしまうということもありますので、そういうものの実態を正しく提供していきたいということで、国外からの受け入れが多い品目について「受入」の内訳を新設して国内・国外について把握していきたいと考えてございます。

次のページに移りまして、(2)内訳欄の見直しでござります。

内訳欄については、統一基準に基づき、最も行政ニーズ等の優先度が高い項目以外は廃止する方向で、「機械器具月報(その12)金属加工機械及び鑄造装置」及び「鉄構物及び架線金物月報」について「進ちょく量」を削除することを考えてございます。

具体的には、金属プレス機械と橋りょうです。橋りょうにつきましては、実際に生産する事業所では、パーツとして細かく受注することになりまして、全体像が掴めないことから進ちょく管理ができない現状となっております。また、事業者は、工場から製品が出された段階で生産に計上するという出荷ベースで把握しているということもありまして、進ちょく量調査については、実態的に必要がなくなったということで廃止を考えてございます。

金属加工機械及び鑄造装置の圧延機械については、生産台数が年間で数台と極めて少な

くなりまして、調査対象数も少なく公表が困難ということもありまして、廃止をいたして
ございます。

それから、「機械器具月報（その 36）電子管、半導体素子及び集積回路」において、
「生産内訳等」を追加するということでございます。

これは、先ほどの資料にありましたとおり、太陽電池モジュールについて従来は枚数で
調査していたものを、今後は容量（kw）も調査しないと実態が分からないだろうというこ
とで追加をしてございます。

（3）原材料欄の見直しでございます。原材料については、「化学繊維」、「紡績系」、
「セメント」、「ガラス」関係及び「炭素」系の5月報について、原材料を削除するこ
とを考えてございます。

また、「段ボール月報」については、原材料の月末在庫は廃止いたしますが、消費量に
ついては、古紙等の投入ですとか、リサイクルの関係など色々ありますので、消費量は継
続して調べるようにしてございます。

燃料・電力の見直しということで、現在、「紡績系月報」、「織物生産月報」など 16
の調査票で燃料・電力欄を調査しております。中川審査官から説明ありましたとおり、生
産動態統計でエネルギーについて調べてまいりましたが、「経済産業省特定業種石油等消
費動態統計調査」については月次で調査をしておりますし、それに加え、構造的には、資
源エネルギー庁が年1回、対象数をもっと大きく調べております「エネルギー消費統計調
査」が平成20年に正式に立ち上がっております。平成13年当時は、エネルギー調査が
なくなるということから調査を継続してきましたが、月次のエネルギー多消費産業の動向
については「経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査」で押さえておりますので、経
済産業省生産動態統計調査に係るエネルギー使用量は極めて小さいものですから、経済産
業省生産動態統計調査の燃料・電力欄を廃止して、報告者負担を軽減するという措置を講
じていきたいと考えてございます。

労務欄の見直し、（5）でございます。109月報において、「月末常用従業者数」を
「月末従事者数」に変更したいと考えてございます。私どもの調査は、事業所を単位とし
て対象にしてございますので、モノの生産に実際に何人ぐらいを投入してるというデー
タを提供した方が利用者にとっては、使いやすいのではないかと考えてございます。なお、
請負は入っておりません。派遣と出向を入れた数字が利用者や調査票の報告者の方に分か
りやすいように、表現を適切化していきたいと考えてございます。

それから、「月間実働延人員」につきましては、全部の調査票から削除することを考え
てございます。

これは、次のページに理由が書いてございますが、「月間実働延人員」については、平
成14年の改正において、加工組立型産業の稼働状況を把握するための情報として、ほか
は一部落としましたが、加工組立型産業については残した経緯がございます。それは、使
えるかどうかはもう少し検討してから答えを出そうということでもございました。一度、調

査を廃止してしまうと、復活はなかなかできませんので、どんな使い方でできるのかということを検討した結果、能力や稼働率を適切にあらわすことができないという結論になりましたので削除いたします。この延人員につきましては、延入日を調べておりました、実際の就業時間等に関係ないものですから、稼働率をきちんと見ることはできないということ、また、報告者にとって、部門ごとの延人員を報告することはすごく困難であるため、報告者負担の軽減もあり、削除するということで整理をさせていただいております。

一方で、今、稼働率ですとか能力の調査の充実を各方面から要請をされてございます。そこで、設備・能力欄の見直しとして、「敷物・フェルト・不織布月報」、「二次製品月報」の2月報において、生産設備から能力調査に変更することを考えてございます。繊維につきましては、昔、繊維構造改善の関係で設備登録法というのがございまして、設備として織機の台数についての調査がありました。その影響がありまして、生産動態統計でもそのデータの提供ということで設備の登録台数を調査しておりました。しかし、実際に私どもが知りたいのは、能力がどのくらいあり、稼働率がどのくらいあるかということで、切り換えられるものであれば、台数から能力に切り換えて調査したいという方向で、業界団体等と話をしてまいりました。その結果、この2月報については、能力調査が可能ということになりましたので、設備から能力調査に切り替えを行うことにしてございます。

品目の見直しで、今回の改正により生産品目が削除されるなど、製品欄の変更に伴い、生産能力欄の「機械器具月報(その34)」ですとか「機械器具月報(その39)」等6月報、16品目について削除しております。それから、そのほかに「ガラス製品・ほうろう鉄器月報」ですとか7月報、17品目について削除を行ってございます。

一方、生産能力の充実ということでは、「機械器具月報(その31)」、「段ボール月報」、「ガラス製品・ほうろう鉄器月報」など7月報、12品目について新しく能力調査を導入していきたいと考えてございます。

それから、品目の統廃合の関係でございます。トータルでは品目の削除が規模の縮小しているもの、並びに統廃合ということで、合わせて180品目ぐらいが候補に上がって、90数品目になるわけでございます。62品目に減ってしまいましたが、統合品目が62ということですから、実際に調査されなくなる品目は33品目だけという状況でございます。

考え方といたしましては、100億円未満のものについては、業種動向把握に特に影響がないとかであれば廃止をいたしてございます。しかし、繊維関係の調査票について100億の基準で全部を裾切ってしまうと、繊維業のカバレッジが小さくなり過ぎて、動向が追えないということにもなりますので、繊維については、行政上の施策の必要性並びに動向把握の必要性というのを鑑みて、100億円未満の品目であっても継続して調査する品目が多々残ってございます。そのほかについては、行政の利用等について考え合わせ、品目の統廃合を実施いたしてございます。

また、4ページの の調査品目の統合ということで、「食料品加工機械」等18月報、23品目について統合を行っております。内訳の統合ということで、「油圧機器」など8月

報、18品目について改正を行ってございます。

それから、調査票の見直しというのは、先ほど中川審査官から詳しい説明がございましたので省かせていただいて、今回の見直しの基本になった考え方が5ページ、別紙「見直しに関する統一基準」があります。製品欄及び調査項目の見直しということで、数量項目につきましては、品目別の生産活動を把握するために最低限必要な以下の6項目を基本とするということで、各品目の調査事項について、どういうことを調べるのかということを決めてございます。

それから、金額項目、数量調査を中心として行ってきましたが、ミクロの経済活動の把握に加え、マクロな景気判断の充実を図っていくため、数量系列のみならず金額も必要であると考え、この間、金額調査の充実も図ってまいりました。そこに参考として、金額項目のない月報が記載されてございます。しかしながら、その中で金額項目を調査できるようになったのは、ニット生地月報とコークス月報の2月報でございます。

ただ、この間、業界、報告者等と話をしてきましたところ、鉄や石油については、値段が後決めであるため、正しく評価した金額を報告することができないということがあります。また、繊維系につきましては、下請の事業所は、生産数量は分かりますが、加工賃しか貰っていないことから、金額欄には加工賃しか記入ができず、その加工賃を積み上げたとしても、生産数量に見合った正しい数値として読むことが出来ないということもありません。

次に、原材料欄の見直し。先ほど少し御説明いたしましたが、原材料については、商品群又は生産工程別に把握が行われ、製造コストの縮減、製品の性能向上、原材料代替の進展、新製品の出現、生産技術の経済に与える影響が大きいため、原単位の把握が必要でしたが、十分それに対応出来ておらず本調査を利用した原単位の分析例は少なくなってきました。原材料指数も12年末をもって廃止という状況でございます。

ただ、原材料を全部廃止するというものではなくて、次のページにございますが、鉄くず、古紙、燃料・電力等、政策上の必要性が認められるもの、リサイクルの観点が必要なものについては残すという整理を行ってございます。

「月末常用従業者数」につきましては、雇用動向の調査の対象の範囲を確定するため存置するというので、今回は表現を変えましたが、基本的にこの事項については継続としてございます。

設備能力につきましては、鉱工業指数のうち能力指数、稼働率指数を作成するために継続いたします。

なお、機械工業など、生産指数に比べ生産能力指数、稼働率指数の業種別代表率が低いものは、更に充実を図っていくことを検討しようということで図ってございます。

調査対象品目の見直しということで、1番から4番まで、統一基準としてまとめてございます。工業統計と比較して、100億円未満のものについては廃止をしよう。新しい品目として取り入れるのであれば、1,000億円以上。それから、100億円未満のものであって

も、統合すれば 100 億円以上になるものについては、類似する品目であれば統合しようということをやってきてございます。

このような考え方で、今回の改正案をまとめさせていただいて、今回皆様に御議論いただいて、23 年からの調査に向けて準備に入っていきたいと思っております。

以上、簡単ですが、御説明に代えさせていただきます。

廣松部会長 ありがとうございます。

御意見に関しましては後ほど伺いすることにして、とりあえず今の調査実施者からの変更案の説明に関しまして、何か御質問ございますでしょうか。

それでは、先ほど審議の進め方のところでも申し上げましたとおり、ただいま説明がありました調査実施者からの変更案の審査に関しまして、総務省において事前にメモを作っておいてあります。それがお手元でございます「審査メモ」というものでございます。そこまで説明をしていただいた上で、実際の具体的な審議に入りたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

中川統計審査官 それでは、本日、席上配布資料として提出いたしました「審査メモ」について説明をしたいと思います。

まず、調査対象品目ですが、調査対象品目の削除。対象品目のうち 21 月報の 33 品目について削除する。これについては、工業統計調査の商品分類で年間出荷額が 100 億円未満の商品に該当する品目については、近年の生産の伸び、行政上必要な品目を除き 33 品目について削除することにしてあります。

これについては、社会経済情勢、産業構造の変化等に伴って、生産規模が縮小したことによって、月々の動態を把握する必要が乏しくなった品目について削除すると思われるので、適当であろうと考えています。

ただ、論点としては、生産規模が縮小した品目について削減をしていくということですが、こういった経済産業省の考え方、よりベターな考え方はないかとかの問題があるのではないかと思います。

それから、調査対象品目の統合ということですが、対象品目のうち 37 月報の 151 品目について、類似する複数の品目を統合することにより、62 品目を縮減する。

これについては、事前に審査した結果、品目の特性等を考慮して統合しているということで、一応適当であろうと判断をしております。

論点として、生産規模が縮小した品目について、原則としては調査対象外とするわけですが、類似するものを統合する場合、統合して設定できる品目があれば設定していくという経済産業省の考え方があるわけです。その他の中に入れていく場合と、そうじゃないケースがあると思いますので、今の考え方でいいのかどうかというのは、細かい議論としてあるのではないかと思います。

それから、次の 2 ページですが、「燃料・電力」欄を廃止する。これは、先ほどから何回も申しておりますが、要するに、経済産業省特定業種石油等消費統計調査、これは基幹

統計。それから、平成 20 年から実施のエネルギー消費統計調査、これは一般統計調査ですが、この 2 つの横断的な調査が始まったということで、この調査での把握の必要性が乏しくなったことにより、生産動態統計調査の「燃料・電力」については廃止するというとす。特に問題はないと思いますが、ただ、エネルギー消費量調査については月次のデータがなくなってしまう。要するに、データ量としては少なくなります、報告者の負担の問題もあります。これをどう考えるかという問題が一つあると思います。

それから、「月末常用従業者数」の名称変更ということで、「労務」欄について、「月末常用従業者数」の名称を「月末従事者数」にする。

これについては、従来から派遣労働者とか出向者を含むものであるということで、名称が紛らわしいということから、適切な表現にするということで、今回の変更は適当ではないかと考えております。

それから、「月間実働延人員」の削除ということですが、これについては、稼働率の動向を把握することが可能と考えて、平成 14 年調査の改正において「月間実働延人員」を調査したわけですが、当該延人数では的確な稼働率を把握することが困難であるということで、報告者の負担を考慮して削除するものであるということで、適当であろうと思います。ただ、論点としては、加工組立型産業の稼働状況の把握については、「月間実働延人員」を利用した稼働状況の推測をやめて、能力欄を充実することにより対応していきたいということで、この方向性は妥当なのかどうかという問題はあると思います。

それから、「設備、生産能力」の変更ということで、1 つは、調査方式の変更ということですが、これについては 3 行目に書いてありますが、「ふとん成型機」について、個々に異なる設備の保有状況を調査していました。従来、設備というのは、個々区々だったわけですが、その台数だけを把握していました。そういう形の方式では生産能力を十分把握できないということで、それを設備全体の生産能力を調査する方式に変更するというので、一応妥当な、適当な判断ではないかと考えています。

それから、「生産能力」等の追加ですが、生産規模が将来にわたって拡大することが予想される品目について、生産の動態をよりの確に把握するために追加するもので、基本的には適当であろうと思われる。

論点としては、今回追加する品目以外に「生産能力」を把握する必要がある品目はないかということがあると考えられますが、ただ、実際にどこまで調査できるかという問題もありますので、単純に追加したいということと現実的に調査できるかという問題は別だと思えます。ただ、この辺については議論の余地があると思います。

それから、その他の調査事項の変更ということですが、これについては、4 ページをご覧になっていただければと思います。私どもで審査をした結果、最後の方に書いてありますが、調査対象品目の特性に応じて報告者負担の軽減を考慮しつつ、生産動態をよりの確に把握するための変更だと思われるので、適当であろうと判断しております。

それから、調査票の統合ですが、5 月報について、2 月報に統合するというので、先

ほど諮問のときも報告しましたが、これらについては、報告者負担の軽減の観点から、他の類似する月報と統合するという考え方ですので、適当であろうと考えております。

それから、調査票間の品目の移行ということですが、これについては、「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」の品目のうちの「洗浄機器」と「公害測定機器」について、「洗浄機器」については「機械器具月報（その 19）」に移行する。それから「公害測定機器」については「機械器具月報（その 46）」に移行した上で「環境計測機器」に統合する。要するに、類似性が認められる調査品目について、それが含まれる月報に移行する。それで、報告者が記入しやすい形にもっていこうという考え方ですので、適当であろうと判断をしております。

それから、その他のところですが、前回の答申で、本調査の結果報告書に記載されている品目の金額ベースの合計値の掲載状況が結果報告書によってまちまちになっており、今後、生産動向が価格変化へどのように影響しているか等を分析する際には、金額ベースの合計値が必要となるので、当該合計値を可能な限り結果報告書に掲載していくことについて、検討することが今後の課題であるという指摘がされています。

これについては、各月報について、当然、調査品目の変更もありますし、単位が違う品目もあるのですが、ただ、月報の中では類似しているものが集まっているという意味で、月報の金額を全部合計する必要があるという発想だと思いますが、ただ、毎年、毎年多くの品目の改正があり、時系列的に合計したところでなかなか比較ができないだろうという判断で、合計値は掲載しないという考え方のようです。これについては報告書ごとの金額ベースの合計値を掲載することにより、かえって利用者に誤解を与える可能性も否定できないということで、合計値を掲載するということについては否定的だというのはやむを得ないのではないかと判断をしています。

以上です。

廣松部会長 ありがとうございます。

一応今までの段階で、この調査全体の概要、それから、今回の変更案の説明及びそれに関する政策統括官室での審査に関して説明をいただきました。

ただ、大変膨大な調査票というか、調査でございまして、あるいは、今お聞きになっただけでは、まだなかなか頭の中の整理がつかないかと思いますが、ごく簡単に基本的な考え方をまとめますと、これは先ほど調査実施者からも言葉がありました、最初にこの調査の概要のところでお説明しましたとおり、昭和 20 年代の初めから始まった調査で、その当時の状況を踏まえて、その時期の重要産業に関しては大変細かく密に調べているわけですが、その後、どんどん産業構造が変わってきたわけですが、新しい産業に関しては、古い産業に比べて粗いというか、その意味で旧密新粗というような言い方をよくされているわけですが、その是正を図りたいというのが一つの大きな目標だろうと思います。

その見直しをするときの基準というのが、これが資料 2 - 7 の 5 ページ以降、別紙にございます平成 13 年の統計審議会の答申でございます。先ほど調査実施部局から簡潔に御

説明いただいたとおり、既に実現しているものもございますが、それ以外に、この見直しに関しては、特に6ページの2の調査対象品目の見直しというところがございます。今回、変更案として出ておりますのは、原則としてこの基準に基づいているとお考えいただければいいと思います。

ただ、これもちょっと飛んで恐縮ですが、資料2 - 4の1ページ、2ページがございますとおり、現行でも生産動態統計調査は、調査票が114種類ございます。それを一つ一つやっていきますと、時間が足りませんので、個別の調査票のどの部分が変わるかということに関しては、資料2 - 4の方を後ほどご覧いただくことにいたしまして、その変更案全体に関する政策統括官の事前審査の結果が、今、席上配布資料として中川審査官から御説明いただいたものになっているというふうにお考えいただければと思います。

そこで、委員、専門委員の方々から御意見、御質問を承ればと存じます。参考の3にございます出席者の方々のお名前のリストに従いまして、日ごろ生産動態統計に関してお考えの点、あるいは今回の変更案等に関しまして、御意見をお一人ずつ承ればと思いますが、とりあえず初めに、縣委員から何かございますでしょうか。

縣委員 私、統計の実態的内容については、余り技術も能力もありませんので、むしろ具体的に後で制度のことで伺いたい。

廣松部会長 分かりました。

それでは、伊藤専門委員からございましたら。

伊藤専門委員 特に今般の改正について大きな異議はないのですが、この生産動態統計調査のデータを使って様々な政府統計等を作られていると思うのですが、そういったところに何か品目を削除したり統合したことによる支障等はないのかどうかということについて少しお伺いしたいと思います。

廣松部会長 この点に関してはいかがでしょうか。では、後ほどまとめて、現時点でお答えいただけるものに関してはお答えいただくことにして、もし現時点では難しいようであれば、次回以降に御質問に対する回答をいただくことにしたいと思います。

では、近藤専門委員、いかがでしょうか。

近藤専門委員 3点ありまして、1点目は、月間進ちょく量調査ですね。これ、今回の内容、調査票を見ていると、橋りょうと金属加工機械、これは圧延機械なのですが、それが月間進ちょく量調査から外れているのですね。その背景と、更に、月間進ちょく量調査を外していわゆる数字がとれるかということですね。そのことをお聞きしたいということです。

2点目は、生産能力関係ですが、この調査、今回新しく電子機械とか民生用電子機械を中心に何品目か出ておりますけれども、ざっと見たところ、一般機械関係がなかなかとりづらいということもあって、そんなに増えていないという感じがいたしました。そのあたりのお話を聞かせていただければと思います。

もう一点は、新製品の統合・廃止の100億円基準ですね。これは工業統計調査の出荷額

でやっておられると思うのですけれども、これは、例えばある特定の年の数字を見るのか、3年平均を見るのか。例えば、特定の年を対象にしますと、あるその年が出荷額が減っていると外されてしまいますので、そういった意味で、こういった形で100億円という基準を運用しているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

以上です。

廣松部会長 ありがとうございます。

では、菅専門委員、お願いします。

菅専門委員 幾つかありまして、1つは、出荷額が減ったものを減らして、新しいものを入れていくという形になると思うのですが、新しいものを入れていくところをもう少し柔軟にできないかと。特に、古いものを外して入れ替えていかないと、こういう動態統計の場合は、どうしても経済の実態を追えなくなるので、それをもう少し柔軟にできないかと。そういう意味で言うと、こういう基準が設けてあるのは大変結構なことなので、こういう基準を有効に活用してやっていただきたいということがまずあります。

第2点ですが、原材料欄の削除があるのですが、問題はないという部分もあるのですが、環境・エネルギーに関しては残すということなのですが、セメントの石灰のところは多分環境で使っているのではないかと思われるので、ちょっと確認をしていただけたらということです。

もう一つは、生産能力のところですが、この場合、生産能力というのはどういう考え方で調査していらっしゃるのか。もっと言うと、報告者はどういう形で生産能力というものを見積もっているのかということについて、それとこれとの関係ですね。それが調査方式の変更とどう関係あるのかということ。ここだと、保有台数よりも生産能力の方が精度が高いということになるのだと思いますが、どういう意味でそうなっているのか。

最後に、金額ベースの合計値の計算。この金額ベースというのは、販売額の話ですか、それとも生産額ですか。

新井室長 どちらとも。これは、トータルの市場規模みたいなものが見たいということで、金額を積み上げて欲しいという要望がありました。

菅専門委員 販売額ならまだよく分かるのです。生産額だと月次でとれるのかなというのが、この意味がよく分からなかったものですから、そこについて教えていただけたらと思います。

廣松部会長 ありがとうございます。

では、滝澤専門委員、お願いします。

滝澤専門委員 特に加工統計の利用についてお伺いしたいのですけれども、見直しに関する統一基準というのを設けられまして、よりよい改正が行われたと思うのですけれども、今後そうした一次統計と加工統計との連携強化というものの必要性というものを感じております。

具体的に、例えば国民経済計算ですと、四半期別のGDP速報ということで、販売金額と

いうものを利用していますけれども、先ほど、見直しに関する統一基準の1の のところで少し難しいというお話もありましたが、調査票で販売金額と項目、把握されていないものもありますので、可能な限り販売金額を把握されることを検討していただけたらいかがかなというのと、もう一つ、鉱工業指数というものを私ども分析でよく利用するのですが、生産動態統計調査というのが完成品ベースということで、例えば受注品の多い産業で生産実態等を把握しにくいという問題があるのではないのでしょうかということで、先ほど、進ちょく量を削除するという話もありまして、ちょっと逆行しているかもしれませんが、指数の精度向上のためには、一部で導入されている進ちょく量というものを把握する。そういった対象製品というのを拡大する必要があるのではないかと。

それから、新規受注というものが少ない業種で、改造とか修理、そういったものに係る数量金額を把握した方が、生産実態というものをとらえる上で重要なのではないかということを感じました。

以上が加工統計の利用についてですけれども、疑問に思ったことです。

廣松部会長 ありがとうございます。

まず、これは、先ほどの伊藤専門委員と、今、滝澤委員がおっしゃったQ Eの点については、ある程度似たような御質問だろうと思いますが、これはどちらかということ調査実施者というよりも、あるいは内閣府の実際にQ Eを担当していらっしゃる方から御意見をいただいた方がいいかと思いますが、いかがでしょうか。

内閣府 内閣府の国民経済計算部でございます。

御指摘のとおり、この生産動態統計調査は、私ども加工統計、特に四半期別G D P速報、これのまさに最重要基礎統計というふうに私ども認識しております。

今回の改正によって、改正が行われましたので、影響がないことはあり得ないと考えておりますが、ただ、金額のマグニチュードにつきましては、恐らくほぼ影響がないのではないかと考えているのですが、正確な数字については、今、手元にありませんので、また御指示があれば御報告したいと思います。

廣松部会長 ありがとうございます。

当然まだ試算の段階だろうと思いますが、今回の変更によってどの程度Q Eに影響が出てくるかということに関しては、もし可能であれば、推計値等でも出していただければ、議論の大変重要な資料になるのではないかと思います。

そのほか、あと、月間進ちょく状況だとか、あるいは生産能力に関して、報告者はどういふふうにとらえているのだろうかという御質問がありました。その点、いかがでしょうか。

新井室長 回答できる範囲でお答えをしていきたいと思っております。

まず、伊藤先生から出ましたS N A関係のものでございますが、事前に内閣府さんとも相談をさせていただいて、特に影響はないというお答えをいただいております。また、生産動態統計調査の一番大きな利用者でありますI I P、鉱工業生産指数につきましても、

今回の改正による影響があるのかないのかというのを事前に話をさせていただいており、IIPについては影響がないと聞いてございます。

それから、近藤先生から御指摘がありました進ちょく量でございます。まず、圧延機械につきまして、我々、進ちょく量調査を要らないと言っているわけではなくて、圧延機械については、進ちょく量調査ができる状況にないということです。年間の生産が1台、2台であれば、極端なことを言うと、秘匿に該当するものですから、製造している事業所が特定できてしまうということもありまして、見直しを考えました。調査を行っても、結局公表できないと何なりませんので、このように考えてございます。

それから、橋りょうにつきましては、先ほど少し申しましたとおり、最近、大きな橋を受注しても、プラントとして受けて、エンジニアリング業が受注したものを下請の各企業さんが共同受注をされて細切れで仕事を受けるようです。私どもの橋りょうの進ちょく量は2,000トン以上の橋りょうを報告することになっておりますが、全体の橋は確かに2,000トン以上ですが、ある事業所が受け持っているのは500トンとかという単位になってしまい、それも工場をすぐ出ていってしまう。工場で組み立てないで、パーツを作ったら、工場から出して現地で組み立てるということをやりますので、橋りょうについても進ちょく量の把握がなかなか難しくなってきたと聞いております。どれが2,000トン以上に該当するのかも分からなくなってきたという状況なので、橋りょうについては、本来であれば調査したいところですが、報告者の報告形態からいって報告が困難だろうというふうに考えて、一生懸命、我々、報告者の皆さんに記入指導をしておりますが、なかなか御理解いただけないところから、橋りょうと圧延機械については廃止を予定いたしてございます。

近藤専門委員 済みません。橋りょうなのですけれども、進ちょくベースはだめなのですけれども、いわゆる生産高ベースではとれるのですか。完成ベースではなくて。

新井室長 ですから、工場から出ていったベース、出荷ベースになってしまいます。これは橋のパーツで出ていって、この部分については調査いたします。

近藤専門委員 完成ベースなのですね。生産まではとれないということですね。

新井室長 はい。

近藤専門委員 分かりました。

新井室長 それから、一般機械の能力の充実にについての御意見をいただきました。確かに今回の能力の充実にについては、電気機械系が一番多くて、ただ、一般機械も幾つかの品目が採用候補に上がってはいるんですが、報告形態、報告できるのかどうなのか。後ほどの生産能力の考え方というのがあるのですが、我々、生産能力というのは、設備についてはすぐ分かります。鉄なら、高炉の設備。これは何トンとすぐ出ますが、そこに、例えば今、組立業種ですと、一人がセル生産で生産をしておるといった場合に、セルの場合、人によって全部能力が違うわけで、ただ、それもなるべく調査したい。携帯電話もトライアルしましたがだめでした。なぜかという、余りにもつくる時期が集中して、この時期は

作る、この時期は作らない。一定の時期しか作らなくて、なおかつ人が作業している。それも、極端なことを言うと、派遣を受け入れて、この時期だけこれを作ってというふうな形態のものが多くて、能力として本当にとらえられるのか。企業さんと話をしても、現実的に、事業所としては、能力というのはあってないがごとして、作ろうと思えば、注文さえあれば、幾らでも人を事業所に手配して作ってしまう。パソコンも同様でありまして、生産の集中時期は、月のうち一定の時期にかたまって、月前半ですとか月後半、月均等に生産能力を維持して生産をしていくということが、多品種小ロットがどんどん進み、短期納品ということになり、本当に月としての能力を押さえることがちょっと難しくなっている。組立型について。でも、そこはきちんと一定の方式が業界さんと話ができれば、充実していきたいとは考えています。一般機械関係についても充実はしていきたいのですが、残念ながらそういう調整ができなかったということでございます。

それから、統廃合の関係で、特定の年を見て判断するのかということでございますが、お手元の資料 2 - 9 を見ていただけますでしょうか、今回、削除する調査対象品目の一覧表（33 品目）。一応それぞれの品目の経年を見てございます。特定の年ではなくて、経年を見て、更に減少していくのかどうかを一定見ておりまして、単年度だけで判断をしているわけではございません。

引き続きまして、菅先生から御指摘いただきました、出荷額の減、新しいものを入れる仕組み、柔軟にしていきたいという提案でございますが、私ども柔軟な姿勢をとっていきたくて考えております。統一基準には金額でしか表記してございませんが、行政ニーズですとか、内閣府さんが利用するですとか、IIP が使う、どうしてもこれは必要だ。政策的にどうしてもそれをとらなければいけない。極端なことは、まだ 100 億円にも満たないような品目でも、行政ニーズなり何なりがあれば、その品目について、調査が可能ということであれば、調査をしていきたい。それは、統一基準に行政ニーズの必要性とかで整理をしてございますので、柔軟な体制では望んでいきたい。1,000 億円を超えたら新たに調査するかと言えば、1,000 億円を超えていても、すごく多くの調査対象者があって調査しきれないとか、品目定義が明確に示せないとかいうこともございますので、必ずしも金額だけで調査するとか、調査しないとかとは言い切れませんが、そこは柔軟に対応していきたいとは考えてございます。

原材料の削除で、セメントの石灰について確認をするようにということでございますので、これは環境問題で使っておるのかどうなのか、もう一度確認をしてまいりたいと思っております。とりあえず、うちとの話し合いでは、特に影響がなかったのもう一回確認をしたいと思っております。

生産能力の考え方、保有台数より精度が高いのかという御指摘でございます。繊維等については、保有台数をとらえておりました。稼働日数や、1 台あたりの能力というのはすべて違います。500 トンのものもあれば、100 トンのものもある。それで 2 台保有台数があります。あと、稼働日数が 5 日間動きました。どっちの機械が 5 日間動いたか分からな

い状態で、500トンと100トンで600トンの能力があって、5日間動きました。でも、500トンが5日間動いたのかもしれないということで、実際には、台数より能力をとって、なおかつ、生産実績を我々にとっておりますので、そこで出した方が正しい稼働率なりというものが出せるのかなというふうには考えてございます。能力そのものを作るというのは、台数より能力そのものの実績が把握できれば、そちらの方がいいのかなと思ってございます。

それで、能力の算定の考え方ですが、加工組立の方法というものにつまましていろいろありますが、基本的には工場の稼働日数、年間何日ということで、労使で決めておりますので、それを参考にしてもらいます。

それから、標準的な稼働日数、それから稼働時間も、8時間なら8時間。9時間なら9時間という標準的な時間を入れていただく。それから、原材料等の変動。それから、製品構成。電線ですと、細いものを作る場合と、太いものを作る場合では、量が圧倒的に変わってしまいますので、それは標準的な生産品目を作った場合として、あくまでも標準で出した場合に、おたくの事業所は何トンのものができるでしょうかという問いをしてございます。概略するとそんなことなのかなと思ってございます。

それから、金額調査についてでございますが、これは、昔から調査しているためなのかわかりませんが、機械統計だけは生産金額が調査出来ております。機械統計は生産金額で積み上げて表章をしております。なぜかという、機械は、自工程に流れる部材系もっておりますので、生産規模を知りたかったのだらうと思います。出荷から推計した生産金額を報告していただいているという状況でございます。

それで、前回の答申いただいたときのツケで金額調査の積み上げをなささいということをお指摘いただいて、我々も検討しました。金額調査の充実ということでは、コークスとニットについては充実できました。残りのものについては、充実が図れませんでした。残りの業種は、値段が後決めなので、月々の数値に自信を持って報告できない。また、納入先によって単価が違うということで、厳密な金額算出ができないということでした。出荷金額にしる、生産金額にしる無理ということなので、石油ですとか、鉄関係については、どうしても金額調査ができておりません。それから、我々の本来の目的であります生産動態統計、本来、物量が我々は知りたい。物量にあくまでも集中して調査を行っていきたい。それで、金額調査をすることによって、報告義務者の提出が遅れるとか、調査拒否ということは避けなければいけないだろう。我々は、速報性をもって調査結果を出していかなければいけないと感じておりますので、可能であれば金額調査充実を今後も図っていきたいと思いますが、今のところ、この5、6年かけて、団体、報告者さんと話をしましたが、金額調査の充実については、これ以上は難しいのではないかと状況でございます。

それから、加工統計の連携でちょっと冒頭申し上げましたが、伊藤先生と滝澤先生からの御指摘で、QEの推計の精度向上のために可能な限り把握すべきということについて、鉄や石油の金額調査については、今、申し上げたように、なかなか難しい状況です。

それから、進ちょく量についても、先ほど申し上げたとおり、進ちょく量の調査については、我々が無視しているわけではなくて、それをできない品目についてはやめております。当然、継続している品目もございます。ボイラーですとか、発電機ですとかというものについては、継続していますし、今後また生まれるような大きな長期生産物的なものがあれば、それもとらえていきたいというふうには考えてございます。

それから、修理・回収を調査してくださいということについては、これは生産動態統計では無理ではないかと考えてございます。これは工業統計の分野で年1回ぐらい押さえるのがやっとではないのかと思われまます。修理業は製造業ではなくて、サービス業であったりするわけですがけれども、それではメンテナンス業はどこまで入るのだとか、また分からなくなってしまう。我々は、新しく作ったものについて調査するというので、自分の領分を守っていくような考え方でいった方がいいのかなという考えでございます。

以上、簡単ですが、お答えになっていないかもしれませんが。

廣松部会長 ありがとうございます。

縣委員 私、まだ個別統計を部会で議論するという経験がありません。今日初めてなものですから、ちょっとプリミティブなことを伺いますが、資料2-3の4ページを見ますと、調査結果をいかなる考え方で保存するかという表がございまして、その中に、調査票等は1年で、それを収録した磁気媒体は永年だと書いてありますが、この磁気媒体への移行というのはどういう形でなされておるのでしょうか。それがまず第1点です。

第2点は、資料の1-6というマトリックスの表がございましてけれども、例えば、今回の生産動態統計調査で対象になった事業所は、ほかの基幹統計の調査対象にもなり得るのでしょうか。なり得た場合、事業所に関するメタ情報ですね。必要な事業所そのものについての規模とか、そういった情報はどのように管理されておられるのかといったことをお願いします。

廣松部会長 今の御質問に関してお願いします。

新井室長 まず、調査票の管理の関係については、調査票、紙媒体は1年で廃棄、電子データは永久保存ということでございますが、調査系統毎に、紙調査票で提出していただくものとオンラインで出していただくものがございます。紙で提出された調査票については、県だとか局経由で上がってきまして、我々のところでパンチ外注を行ってございます。パンチ外注によりデータを変換いたしまして、電子情報にします。それをパソコンで処理しておりますので、その個別調査票はデータとしてマシンで保存しております。その後、そのデータを吸い上げて、経産省の建物で、もし地震で壊れても大丈夫なように、別の場所でも原データを保管してございます。コンピュータ化がされた昭和50年以降についてのデータは、このように保管するようにしてございます。

それから、今現在、システムがいろいろ変わってしまい、昔のデータをすぐ本当に読めるのかということですが、それはなかなか難しいのかなと思ってございます。昔は汎用コンピュータで処理をしていました。今はパソコン上での処理ということで、デー

タの接続性、それから、事業所番号が変更されているとかいうことで、すぐに過去にさかのぼって、昭和 50 年まで個票で全部つなげるかと申しますと、なかなか難しいのかなということでございます。

それから、もう一点は、この資料 1 - 6 での各省の重なり具合による調査の重複がないのか。フェイス項目、規模ですとかというものの扱い、どうなっておるのかということですが、私どもの生産動態統計の調査票をご覧になっていただいておりますということですが、大手企業さんには複数の調査票を書いていただいております。生産動態統計は、114 枚ありますので、多く記入する事業所では、40 枚、50 枚、調査票を出していただいております。なおかつ、厚生省さんですとか国交省さんですとかというところでも電気製品を造っていたり、逆に、企業名を言っていないのかちょっと分からないんですが、端的にいうと、日立さんは新幹線を造っています。だから鉄道車両の対象になります。でも、新幹線以外にも日立さんは造っておられますので、国交省の生産動態統計も行きますし、経済産業省の生産動態統計調査も調査の対象になります。

そこで調べた基本情報を共通化しておるのかということですが、現在まだそこまでできてございません。今後、統一名簿なり何なりがシステムの最適化ということと併せて、総務省さんの方で経済センサスの名簿の統一化だとかということと併せて、基本情報をそこから抜くということも今後考えていくという話を聞いていますので、いずれはそういうところが全部整理をされるのかなとは思ってございます。今現在はできてございません。

縣委員 そうしますと、乾室長に申し上げるべきことだと思えますけれども、まず、省内の時系列データの遡及ということについては、データの互換性そのものもあるのですけれども、まず、それを書き換えがやはり必要だということで、これはほかの国でも一定期間で書き換えるということをしております。ですから、そこはお金がかかることですが、徐々にやっていただく必要があるということと、それから、今伺いますと、オンライン入力と調査票があると。割合は恐らく調査票の方が多いのだろうと思いますが、いかがでしょうか。

新井室長 生産動態統計調査の今現在のオンラインと紙の調査票の割合は、五分五分です。

縣委員 そうしますと、これを申し上げるといろいろとほかに影響があることはよく分かっているのですが、できるだけオンライン入力に変えるということが、今後、データの共有という意味では重要であるということです。

それから、2 つ目の基本条項についても、この調査票を拝見しますと、この調査の限りにおいて、事業所に整理番号が付いていると把握していますので、ある一時点ではある程度共有できるかもしれませんが、この整理番号、ほかの省が違う番号を使っているかもしれないわけですね。そういうことですね。

新井室長 そうです。

縣委員 ですから、そこを何か、少なくとも番号だけでも統一するということができれば、

かなり共通利用ということが可能。あとは、もちろん二次利用においては、匿名化するのは原則ですから、整理番号を統一して、個人情報を分別して、そこだけ知りたいという利用の仕方をしないという意味で、しかしながら、二次利用、共通するためには、逆に整理番号を統一するということが必要ではないかなと。

廣松部会長 ありがとうございます。

今の縣委員の御指摘は、参考 2 にございます、まさに統計委員会の方のものと、基本計画の中で一応資料 1 - 6 にありますような動態統計に関しては、平成 25 年までに整備を図るということが明記されておりますので、今、伺っている限り、この関係府省でそれに関して検討を始めていただいているということ伺っております。

さて、委員及び専門委員の方々から質問、御意見を伺いました。

それでは、残り、余り時間の余裕がないですが、一応この部会のメインのテーマとしては、席上配布資料にございます「審査メモ」に関して、これを一つずつ論点に沿って御議論いただければということでございます。あと 10 分程度でございますので、どこまでいけるか、ちょっと危ういところですが、積み残しは次回以降に御議論いただくことにいたしまして、まず、「審査メモ」の 1 調査対象品目（1）調査対象品目の削除でございます。これは、先ほど実施部局の方から説明がありましたとおり、資料 2 - 9 にその一覧表が出ております。それぞれに関しまして、個々には、33 品目全部やっていくと、時間が足りませんので、とりあえずまとめてということで、資料 2 - 9 をご覧いただきまして、現在計画をされております変更案に関しまして、いかがでしょうか。

ご覧いただいて、18 年、20 年、21 年という 3 カ年、生産金額、あるいは出荷額が出ておりますが、先ほど御説明いただきました統一基準に則って、この 33 品目に関して削除ということでよろしいでしょうか。

もちろん後ほど特定のもものをご覧いただいて、いや、これは問題があるということがございますれば、改めて御指摘をいただければと思いますが、とりあえず品目名のところをご覧いただいても、確かにかなりもう古くなっているというのものもあるようにも思いますので、とりあえず今の段階で、（1）調査対象品目の削除に関しましては、適当であるという判断にさせていただきます。

では、続きまして、（2）調査対象品目の統合でございます。これに関しては、統合そのものの一覧表は特に、今の案では、37 月報、151 品目について、それを 62 品目にまで縮減、統合するということでございます。その具体的な例示は、先ほどの資料 2 - 7 のところで、どこになりますか。ここでは統合については特には出ていないのですか。

新井室長 具体的には資料 2 - 4 の 6 ページ。

廣松部会長 これは、機械器具月報（その 2）の例として。

新井室長 トラクタとコンクリート機械でございますが、それぞれでは調査がなかなか困難ということで、ブルドーザ、10 トン以上、未満というものも回収すると。それから、コンクリート機械についても、プラントとその他のコンクリート機械というのを分けて調

査するのは困難ということで、コンクリート機械ということで統合をしてございます。こういう品目が百数十ありまして、出来上がりとして、数字自体が分からなくなるよりは、コンクリート機械として、上で取りまとめても数字が分かる方がいいのかなということで整理をさせていただいています。

廣松部会長 これは、ある程度個別に見ていただく必要があるのですが、大変大部なものですから、あるいは、どうも我々が見ても、言葉だけではよく分からないような機械というか、項目もあるのですが、大体ここにございます。これも統一基準に基づいて、100億円未満であるものなどは、類似の商品、製品と統合して、100億円を超えるような形の統合をするということに原則を適用した形になっているということでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、(2)調査対象品目の統合に関しても、ここにございますとおり、適当であるという御判断をいただいたとしたいと思います。

続きまして、2 調査事項の(1)「燃料・電力」欄の廃止に関しまして、ここでは、その理由として、経済産業省特定業種石油等消費統計調査と、資源エネルギー庁が行っている一般統計であるエネルギー消費統計調査が実際にデータを公表されるようになったということから、「燃料・電力」欄を廃止するというところでございますが、論点として挙がっていますのが、エネルギー消費の月次データがなくなるということでございます。この点に関していかがでしょうか。石油に関しては、石油等消費統計調査が月次で公表されていますので、そこはカバーできるのですが、エネルギー消費全体ということになると、月次データが抜けるという形になるということですが、それに関してはいかがですか。

縣委員 私は専門性はないですけども、今伺った限りでは、ほかの調査でも出てこないということでしょうか。

廣松部会長 月次はそうですね。

新井室長 月次は、ここに書いております経済産業省特定石油等消費統計調査を実施し、これでは燃料・電力、石炭系、それから、廃タイヤ、木くずだとかいうものを事業所のエネルギーとして消費するものを調査してございます。

それで、私どもの対象が製造業ですので、特定石油等で月次の動きをカバーしているものが消費量の約8割、製造業の8割を9業種で調査をしてございます。残り2割の中に、今回廃止される繊維ですとかいう分野が入っておりまして、月々の動向を追うということであれば、石油消費動態統計で十分であろうという考え方が我々にはございます。それで、年1回調査でエネ庁さんが始めた調査については、エネルギー関係、全部入っていますので、年1回であれば、そちらの結果を見ればいいわけで、動向として8割を追ってはいけないということであれば、今回、このような改正案を出しませんが、動向を追うには十分だろうなということで、まして燃料と電力だけですので、重油だとかなんとかだけですから、エネルギー消費量のカバレッジのほんの数%、1%とか2%の影響度しかないと思われまますので、影響度はないのかなと判断をしてございます。

廣松部会長 という回答でございますが、いかがでしょうか。

縣委員 私は全然分からないのですが、例えば、一国のエネルギー消費全体の季節性とか、そういったものを見る統計がほかにあって、今仰せのとおり、この統計はそれにはほとんど影響はしなくても、廃止してもしようがないということであれば、問題ないと思いますが、全体を把握するような体系があるわけですね。そうであれば適当だと思います。

廣松部会長 今の説明の限り、毎月ごとの正確な消費量そのものは出てこない。動向という意味で、大体 80%程度カバーはされているということで、動きは分かるであろうということです。この点に関しては、確かにここにも拳がっけていますとおり、論点として皆さんの御判断をいただく必要があるかと思えます。

菅専門委員 必要がないかというのは非常に難しい議論だと思うのですが、ここにあるとおり、要するに、何種類も今統計が走っているわけですね。そうすると、回答者は何回も答えなければいけないわけで、なんで何回も答えなければいけないのかというのがこの背景にはあるのだらうと思えます。そういう意味で言うと、やむを得ないのではないかと。つまり、同時に何個も走ってなければ、当然のことながら維持していかなければいけないということになると思うのですが、石油の動態統計もあるし、構造統計もあるわけで、そういう意味で言うと、2回も3回も似たような項目を報告者に求めるのは酷ではないか。

一方で、厳密に言うと、カバレッジは全部同じじゃないという問題はあるので、その点について、もし今後どういうふう利用者が使えばいいのかとか、そういう情報提供は必要ではないかと個人的には思いますが、例えば、ここで言う石消のカバレッジと、エネルギーのカバレッジと、今までとっていたこれのカバレッジは、全部本来違うわけですね。本来は。そこは非常にデリケートな問題があるわけですが、ユーザーから見てどういうふうに使ったらいいというのが分かるように情報提供ができればいいのではないかと思いますが、何回も同じことを書かせる必要はないのではないかと思えます。

廣松部会長 その点、次回にでも資料を出していただいて、御判断いただくということにさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

新井室長 はい。分かる限りで資料の提供と整理をしていきたいなと思ってございます。

廣松部会長 それでは、もう時間がきてしまいましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

本日、皆様の御協力により、生産動態統計調査全体の概要、変更案、それに関する「審査メモ」の説明まで終わりました。一応「審査メモ」のうち、調査対象品目の(1)、(2)に関しては、一応適当であるという御判断をいただきました。それ以外に関しましては、次回に続けて御検討いただきたいと思います。

それで、先ほど委員、専門委員の方々からいただいた御意見の中で、特に今回の改正に伴い、他の統計への影響はどうなのかという御質問が出ました。具体的には、QEとIEIPに関して、事前に調査実施部局と実施者と御相談いただいて、それほど大きな影響はないということで原案を作っていたいただいているようですが、そこを少し試算の形で構いま

せんので、資料を御提出いただいて、どの程度で済むかをお願いできればと思います。それと、先ほどの燃料・電力のところと。

日本銀行 申し訳ございません。日本銀行でございます。

その関連で1点だけ質問させてください。今回、数量ベースの把握を廃止されようとしている品目について、既にIIPでは金額ベースのものをデフレーターで割って数量化しているというふうに、つまり、新たなデフレーターニーズは生じないというふうに理解して大丈夫でしょうか。

新井室長 油圧機器及び空気圧機器につきましては、もう既に17基準で金額系列に切り換えてございます。ですから、新たなデフレーターが必要かということではございません。

日本銀行 ありがとうございます。

新井室長 それから、座長が最後にまとめられた、QEとIIPへの影響がないかというものをデータでそろえるというのがなかなか難しいとは思いますが、ちょっと工夫してみます。

廣松部会長 もちろんまだ変わっていませんから、あくまで、もし変えたとしたらどうなるであろうかという程度のこと、細かい数値で試算を全部終えて出してくださいという意味ではありません。

新井室長 トータルの金額、想定金額みたいなのを作って、0点何%しか影響しないかというふうな簡単な資料でよければ、ちょっと工夫してみたいと思いますので、分かりました。

廣松部会長 それでは、次回、資料を御提出いただいた上で、論点メモの続きに沿って議論を進めたいと思います。

本日は、以上にさせていただきます。

事務局の方から連絡をお願いします。

事務局 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

次回の部会は、4月23日、13時30分から、本日と同じこの場所で開催をいたしますので、よろしく願いいたします。

それから、お気づきの点や次回の部会において必要な資料等がございましたら、準備の都合もございますので、4月14日ぐらいまでにメール等で適宜事務局に御連絡いただければ、準備させていただきたいと思います。

また、本日配布いたしております資料につきましては、次回以降の部会でも使いますので、必ず御持参いただきたいと思っておりますが、委員、専門委員につきましては、必要なものだけをお持ち帰りいただきまして、残りの資料は私どもで保管をいたしまして、次回部会の際に机上にお配りするという形をとりたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

廣松部会長 それでは、ちょっと延長してしまいましたが、本日はこれで終わります。

どうもありがとうございました。